

(整理番号 2 4 1 1)

長野地方最低賃金審議会

第 4 回本審議会 議事録

令和 6 年 12 月 3 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 8 月 21 日 9 時 58 分 ~ 10 時 43 分 ホテル信濃路 2 F 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 6 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問) 2 令和 6 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申) 3 令和 6 年度長野県最低賃金専門部会の廃止について 4 特定最低賃金検討小委員会報告について 5 令和 6 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申) 6 令和 6 年度特定最低賃金の改正について (諮問)		
議事録	開会 ○岡田賃金室長 定刻より若干早いですが皆様お揃いでございますので、ただいまより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 4 回本審議会を開会いたします。まず定足数の確認です。本日は委員 15 名中 15 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は 3 名が傍聴に来られておりますことを併せてご報告させていただきます。 それではこれからの審議につきまして、倉崎会長よろしくお願いたします。 ○倉崎会長		

皆さんおはようございます。本日の審議会のテーマは、主には、過日、当審議会で行った答申に対する異議の検討ということになるかと思えます。委員の皆様におかれましては、これまでの当審議会における審議の経過を今一度思い出していただき、この度の異議についてご検討をお願いいたします。本日の審議会は原則公開といたします。続きまして、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは山岸委員にそれぞれお願いをいたします。

○倉崎会長

それでは議題（１）の令和６年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）について、事務局からお願いをいたします。

○岡田賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、先日８月５日に答申をいただきまして、答申に関する異議申出の公示を８月５日から８月２０日まで行っております。そうしましたところ、資料 31 から 33 のとおり、３団体から異議申立書の提出がございましたので、ただいまより、三浦労働局長から倉崎会長へ異議申出についての諮問をさせていただきます。

○三浦労働局長

長野地方最低賃金審議会、会長、倉崎哲矢殿、長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問させていただきます。よろしく願いいたします。

（三浦労働局長から倉崎会長へ諮問文を手交）

○倉崎会長

承りました。

（各委員、傍聴人に諮問文の写しを配付）

○倉崎会長

それでは、諮問文の写しが行き渡りましたら、事務局で朗読をお願いいたします。

（諮問文を朗読）

○倉崎会長

ありがとうございました。それでは、今般の異議申出についての審議に入り

たいと思います。まずは、異議申し立ての内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○岡田賃金室長

それでは、資料 31 をご覧ください。こちらの長野県労働組合連合会からの異議申立書につきまして、概要をご説明させていただきます。同会からは、答申された長野県最低賃金額では最低賃金近傍で働く労働者の生活改善につながらないこと、東京との格差がそのままでは働き手の確保と地域経済の活性化の点で不十分であること、全国どこでも月額 24 万円、時給でいうと 1,500 円以上必要であるといったデータや調査を採用せず、一方で事業の支払い能力に付度して大幅引き上げにブレーキをかけていることは看過できないこと、価格転嫁の遅れを指摘するならば全国一律制度を実現し最賃を大幅に引き上げて価格転嫁を促して必要な中小企業支援を行うべきであること、コロナ禍で目安額がなかった 2020 年を除き 11 年連続で目安どおりの答申をしたことは遺憾であること等についてご主張されております。そして、異議の結論としましては、記のとおり、1 最低賃金改正の再審議を求めること、2 最低賃金額を生計維持にふさわしい額へ引き上げること、3 政府等に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付すること、4 異議に関する審議について全て公開の場で審議すること、その際、意見陳述の機会を保障することをご主張されております。

次に、資料 32 をご覧ください。こちらの生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申立書について、概要をご説明させていただきます。同組合からは、50 円の引上げ額は過去最高額であるものの物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではなく最賃額 998 円は長野県における労働者が自立した生活を送れる水準に全くないこと、中賃目安額が A から C ランク全て 50 円であるのに対しプラス 8 円の島根県など目安額に大きくプラスして改定額を決定する地方が続出しており、これは時給 50 円引き上げでは物価高騰による生活の悪化の改善はできないとの考えと地域間格差を少しでも縮めなければ働き手の流出が止められないと考える地方が増えたことの表れであり、働き手の確保と地域経済の活性化という点で長野地方最低賃金審議会としての独自性を発揮して一刻も早く地域間格差の是正を求めることについてご主張されております。そして、異議の結論としましては、最低賃金改正決定について再審議をお願いすることをご主張されております。

最後に、資料 33 をご覧ください。こちらの長野県タクシー協会からの異議申立書について、概要をご説明させていただきます。同協会からは、998 円という 5 パーセントの急激な引上げはコロナ禍からの回復がままならぬタクシー事業者にとって大きな負担であること、価格への転嫁が条件である大幅な引上げは、タクシー事業者においては認可運賃営業であるため自主転嫁は制度上不可能であること、今はコロナ禍からの回復途上であり企業存続、雇用の維持を

最優先にするときであることをご主張されております。そして、異議の結論としましては、効力の発生日についてはタクシー運賃改定実施の暁に行われるよう業界事情を踏まえた実施時期の特例等を審議してほしいことをご主張されております。以上、異議申立書の内容につきましてご説明させていただきました。

○倉崎会長

ただいまの異議申立書の内容につきまして、労働者代表委員、使用者代表委員からのご意見をおうかがいたいと思います。まず労働者代表委員からお願いいたします。

○山口委員

それでは労働者代表委員から考え方を申し上げたいと思います。後ほど補足等がありましたらお願いしたいと思います。今ご説明をいただきました異議申出書の内容につきましては、我々が専門部会の中で議論してきたポイントそのままであると考えてございます。それぞれのお立場での申出の内容につきましてはおっしゃるとおりだと思いますが、我々としては、そういったものも全て含めて、労働局からお出しいただいた資料を基に、公労使それぞれ時間をかけて慎重審議をした結果が答申の内容であると判断してございます。したがって、8月5日以降新たに審議をすべき材料というか社会情勢が大きく変わったとは判断してございませんので、発効日を含めて準備を進めるべきだと、答申を尊重すべきであると考えているところでございます。以上です。

○倉崎会長

ありがとうございました。他の委員の皆様から何か補足などはございますか。

○櫻井委員

結論的には今、山口委員のほうから申し上げたとおり、結審してから大きく変わっていない、情勢は変わっていないということですし、三者がお互い認め合った内容ということで白丸が付いたことですので、この段階でまた再審議ということは申し上げるつもりはないですが、いずれにしても二つの団体のところでもう少し生活者のことを考えた審議をしてほしいですとか、長野県のオリジナリティを出してほしいですとか、そういうことが言われているわけですし、今日の段階で資料はないですが、あれから各県の実態が出てきたところを見ると、我々も議論の過程でお話したところですが、影響率ということで見ても長野県が17.4パーセントということで、山梨県はそれより低い16.9パーセントとかあるんですけれども、最も低い部類になってしまっていて、他の県では20パーセントを超える影響率でもまとめてきているという実態があったりするので、来年度は今年の実態も踏まえ審議に臨んでいければいいのかなと感じているところですので、一言申し上げておきたいと思います。以上です。

○倉崎会長

ありがとうございました。他にはございますか。

○竹村委員

皆様お疲れ様です、竹村です。今、山口委員、櫻井委員から話があったんですけれども、今回全会一致ということで、公労使が認め合った中身の審議といったところで、再審議には行かないということは私も考え方は一致しております。ただし、額差のところ、今年Cランクのところ、かなり目安額以上上げてきているということで、これで東京都との額差も5円6円縮まってくると思うんですけれども、長野県も中間の位置にいるということで、目安額どおりが11年連続というような指摘もあったんですけれども、来年度以降その辺をどう考えていくかということもしっかり来年度に向けて考える必要があるのかなと思います。ですので、審議において異議の申出にあるような厳しい状況にしっかりと耳を傾けて我々もやっていく必要があるのかなと感じておりますので、一言、感想を述べさせていただきました。以上です。

○倉崎会長

ありがとうございました。では次に、使用者代表委員からご意見を伺いたいと思います。

○井出委員

お疲れ様でございます。山口委員からお話いただいたとおり、私どもも労働者側からも十分な主張をした中で出た結論でございますので、それ以降の環境を考えましても改めて審議という状況にはないということは同様でございます。いずれにしても、支払能力というところに基準をおいて主張させていただいたかと思っておりますけれども、50円という非常に大きな上げ幅だということに間違いありませんし、それだけのものを吸収して事業を存続しながらやっていくということは並大抵の努力ではないだろうと思っております。附帯の意見としても伝えていますが、国の支援策も充実をいただいた中で、そういったものを吸収しながら、さらに事業者の皆さんが発展できるような環境を作っていくように我々も努力したいと思っておりますし、労働局の皆様方をはじめ関係者の皆様にもご尽力賜りたいと思っております。働く皆さんが物価上昇という中で厳しい状況にあるということは、お話にもありましたので十分理解はしておりますし、支払能力ということも勘案していただきながらバランスを取っていただいて全会一致で結審いただいた内容でございますので、この内容で特に変更することはないと思っておりますので、この内容で決めていただきたいと思っております。ご意見としてはそれぞれの立場でそのとおりだと思いますが、最低賃金を決めるという中におきましては議論を尽くしたということでこのまま進めたい

と思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。何か他にありましたらお願いします。

聲山委員

お疲れ様でございます。話の内容は同じでございますが、やはり全会一致ということが1番。考えや気持ちが最終的に一つになって、もちろんそこに至るまでかなりの差や議論があったんですが、3者の異議の内容を読みますと気持ちもわかりますが、私たちもこうした気持ちを踏まえた上で当初から検討していたと。最終的には、いろいろありましたが全会一致でございましたので、私たちとすればこの内容で結構ではないかと思っております。以上です。

○倉崎会長

他にはよろしいですかね。

(使用者委員から「なし」を確認)

○倉崎会長

それでは、ただいま労使委員双方からのご意見をうかがいまして、いずれも、すでに審議が尽くされた事項である、要するに再検討には及ばないという主旨であったと理解しましたけれども、8月5日の答申のとおり決定することが適当であるという意見でまとまったと理解してよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

○倉崎会長

それでは異議なしということですので、本件は8月5日の答申どおりとすることに決定し、答申することにいたします。事務局で、答申文案を作成して配付をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちいただければと思います。

(各委員、傍聴人に答申文案を配付)

○倉崎会長

それでは、答申文案が行き渡りましたら、議題(2)の令和6年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)に入ります。事務局は答申文案を朗読してください。

(答申文案を朗読)

○倉崎会長

ありがとうございました。ただいまの案のとおり答申してよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

○倉崎会長

よろしいですかね。よろしければ案の文字を消していただきまして、正式にこの内容でこれから答申することにいたします。事務局は答申文のご準備をお願いします。

(倉崎会長から三浦労働局長へ答申文を手交)

○倉崎会長

事務局から何かございますか。

○岡田賃金室長

それでは三浦労働局長からご挨拶申し上げます。

○三浦労働局長

皆様おはようございます。本日もお疲れ様です。長野労働局長の三浦でございます。ただいま長野県最低賃金改正決定の異議申出に係る答申をいただきまして、誠にありがとうございます。長野労働局としましては、本答申を踏まえて、今後10月1日の効力発効に向けた手続きを進めてまいりますとともに、改定された最低賃金額の積極的な周知と履行確保に努める所存でございます。また、今年度の答申に盛り込まれました政府への要望事項、こちらにつきましては厚生労働省のほうへ意見具申を行わせていただいたところでございます。さらに、長野労働局としましては、中小企業、小規模事業者の生産性向上を支援するために、業務改善助成金等のさらなる利用促進を図るとともに、長野県が実施する業務改善助成金の上乗せ制度の周知についても、引き続き県と連携して対応してまいりたいと考えております。いずれにしましても、最低賃金の引上げに対応したきめ細かな支援についての周知、利用促進につきましては、引き続き労働局を挙げて真摯に取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様方にも、それぞれのお立場で、最低賃金額や各種支援制度の周知、利用促進等に関するご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○倉崎会長

局長、ありがとうございました。続きまして、議題(3)の令和6年度長

野県最低賃金専門部会の廃止についてでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○岡田賃金室長

最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するものとする、とされております。したがって、本日の異議申出に係る答申をもちまして、長野県最低賃金専門部会は任務終了となりますので、審議会の議決によって廃止することになります。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明のとおり、規定により長野県最低賃金専門部会は廃止することといたしますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

よろしいですね。それでは長野県最低賃金専門部会は本日をもって廃止することといたします。

○倉崎会長

次に、議題(4)の特定最低賃金検討小委員会報告についてに入ります。先日8月5日付けで長野労働局長から諮問されました、長野県特定最低賃金改正の必要性につきましては、8月8日特定最低賃金検討小委員会において審議がなされました。その小委員会報告が、資料34、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)になりますので、ご覧ください。

それでは、事務局で小委員会報告を朗読してください。

(小委員会報告文を朗読)

ありがとうございました。ただいまの報告書の内容につきまして、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

(各委員から「なし」を確認)

それでは、特定最低賃金3業種の改正決定の必要性につきましては、小委員会報告のとおり決定することによろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

それでは、小委員会報告のとおり、今年度は計量器等及びはん用機械器具等の2業種に係る特定最低賃金の改正決定については、必要性ありとし、各種商品小売業に係る特定最低賃金の改正決定については、必要性なしといたします。

○倉崎会長

それでは、議題(5)の令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)に入ります。ただいま了解が得られましたので、小委員会報告のとおり答申することにいたします。事務局で答申文案を配付した上で、朗読をお願いいたします。

(各委員、傍聴人に答申文案を配付した後、答申文案を朗読)

ありがとうございました。ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

よろしければ、案の文字を消していただきまして、正式にこの内容でこれから答申することにいたします。事務局は答申文のご準備をお願いいたします。

(倉崎会長から三浦労働局長へ答申文を手交)

○倉崎会長

ただいま令和6年度特定最低賃金の改正決定の必要性について答申いたしましたので、続けて、議題(6)の令和6年度特定最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。事務局からお願いいたします。

○岡田賃金室長

それでは三浦労働局長から倉崎会長へ特定最低賃金の改正に係る諮問をさせていただきます。

○三浦労働局長

長野地方最低賃金審議会、会長、倉崎哲矢殿、特定最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。よろしく申し上げます。

(三浦労働局長から倉崎会長へ諮問文を手交)

○倉崎会長

承りました。

(各委員、傍聴人に諮問文の写しを配付)

○倉崎会長

諮問文の写しが行き渡ったようですので、事務局で朗読をお願いいたします。

(諮問文を朗読)

ありがとうございました。それでは、ただいま諮問を受けました特定最低賃金2業種の改正については、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設けて審議することといたします。この専門部会の設置につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○岡田賃金室長

委員構成についてご説明させていただきます。専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により、公・労・使、各側同数とされ、また、最低賃金審議会令第6条第1項により、9名以内の構成とされておりますことから、長野地方最低賃金審議会では、専門部会を各側3名による合計9名の構成としているところでございます。以上です。

○倉崎会長

ありがとうございました。ただいまご説明いただいたとおり、従来から専門部会は各側3名による合計9名の構成としてきておりますが、今年度も同じ構成でよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

よろしいですね。それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。事務局で追加の説明などはございますか。

○岡田賃金室長

ただいま専門部会の委員構成が決議されましたので、本日、本審終了後に専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日につきましては9月5日木曜日までといたします。なお、この委員の推薦に併せまして、関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日、公示を行います。意見の締切日は9月11日水曜日までといたします。

続けて、特定最低賃金専門部会の廃止についてご説明をさせていただきます。専門部会での結審後は、特定最低賃金の改正決定に係る答申をいただきまして、答申に対する異議申出の公示を行うという流れになりますが、異議申出があり

ますと、改めて、本審、異議審を開催して、異議申立に係る審議や専門部会の廃止に係る審議を行っていただくこととなります。一方、異議申出がない場合につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、その任務を終了したとき、すなわち異議申出期間の満了をもって、専門部会は審議会の議決により廃止するものとされております。事務局からは以上でございます。

○倉崎会長

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありました、改正決定の答申に関する異議申出がない場合の特定最低賃金専門部会の廃止については、本日の本審で決議しておきたいと思いますが、従来と同様に、異議申出期間の満了をもって廃止するという取扱いでよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」を確認)

よろしいですね。それでは、答申に関する異議申出がない場合の専門部会は、異議申出期間の満了をもって廃止することで決定をいたします。

○倉崎会長

では最後の議題(7)「その他」に入りますが、事務局から何かございますか。

○岡田賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、今後事務局におきまして8月30日金曜日に官報公示を行いまして、公示の日から起算して30日を経過した日の後の指定日である10月1日火曜日に効力発効となるよう手続きを進めてまいります。

改めまして、委員の皆様には県最賃の審議にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。これからは特定最低賃金の審議となりますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

○倉崎会長

ありがとうございました。これで本日検討すべきテーマはすべて検討したと思いますけれども、現段階で労働者代表委員のほうから何かございますか。

(労働者委員から「なし」を確認)

よろしいですかね。使用者代表委員のほうから何かございますか。

(使用者委員から「なし」を確認)

よろしいですかね。それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。
皆様、お疲れさまでございました。

閉会